

下関市設計業務委託等成績評価審査基準細目（建築関係）

1 審査基準の対象業務

本基準細目により評価を行う業務は、下関市設計業務委託等成績評価基準（以下、「評価基準」という。）第2条第1項第2号に規定された建築設計業務とする。

2 審査項目等

審査項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）及び、創意工夫に関する評価項目（以下「創意工夫項目」という。）とし、配点は下表（表—1）のとおりとする。

表—1

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				監督 職員	検査 職員
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	
		管理技術者の能力（業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5	
			工程管理（全体）	0.5	
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	
			目的と内容の理解	0.5	
		主任担当技術者の能力（担当分野に関する評価）	他分野との調整	0.5	
			工程管理	0.5	
			取組姿勢、責任感の強さ	0.5	
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物に関する評価）	記載の程度	2	
			途中成果物の内容	2	
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1	
			指示、協議事項への対応	1	
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	
			仕様書、基準類の理解	1.5	
			施工に関する一般的な知識（診断業務では評価しない）	1	
	業務目的の達成度	業務目的の達成度、課題への対応	記載の程度	4	4
			成果物の内容	4	4
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	—	4
小計				23	12
合計				35	

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	—
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	—
			専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	—
	業務目的の達成度	課題への対応	物理的条件、社会的条件	2	2
			要望、コスト	2	2
小計				8	4
合計				12	

3 評定点の種別

評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者評定点とし、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数となる。

- （１）総合点：基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点（「瑕疵修補又は損害賠償等による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）
- （２）基礎点：基礎項目の採点結果から求められる評定点
- （３）管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点

なお、対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は、次による。

（創意工夫の余地の大小の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

- ア 一級建築士又は二級建築士でなければならない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）
- イ 上記以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識、構想力又は応用力を必要とする業務

4 採点職員

完了検査職員、総括監督職員及び監督職員の採点は、次によるものとする。

- （１）完了検査職員は、別紙３（建築）の検査職員用により採点を行う。
- （２）総括監督職員は、別紙２（建築）の総括監督職員用により採点を行う。
- （３）監督職員（各分野）は、別紙１（建築）の監督職員用（各分野）により採点を行う。

5 評定点の算出

評定点の算出は、採点を行った総括監督職員及び監督職員又は完了検査職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により行うものとする。

- （１）業務の内容に応じて、次の考え方により、各採点者の配点比率を設定する。

（配点比率を設定する場合の考え方）

まず、各分野の監督職員の加減点数の配点比率を、合計が１．０になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括監督職員の配点比率を、総括監督職員の配点が他の監督職員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括監督職員

の配点比率は、少数点第3位を四捨五入した数値とする。各分野の完了検査職員の配点比率については、主任監督職員のそれと同じとする。（別紙4 表—2 参照）

- （2）各採点者の項目毎の配点は、表—1 の評価項目毎の配点に上記 で設定した配点比率を乗じて算出する。
- （3）各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- （4）基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- （5）総合点：創意工夫項目及び基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- （6）管理技術者の評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- （7）基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、少数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$\text{評定点} = \left[\frac{\text{対象項目に対する 祭典結果の合計値}}{\text{対象項目に対する祭典結果の合計値（満点）}} \times 35 \text{ 点} \right] + 65 \text{ 点（標準点）}$$

6 業務遂行中の減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、下表（表—3）を参考として15点まで減点することができる。

表—3 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1月未満	指名停止1月超
考查点	- 3 点	— 5 点	— 1 0 点	— 1 5 点

7 業務完了後の減点

成果品に、受注者の責任に起因する重大な誤りや欠陥が存在し、下関市業務委託契約約款第38条又は第39条に規定するかし及び履行遅滞に該当する場合には、当該業務の総合評定点に対して、下表（表 - 4）を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでのいかしとは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、下関市設計業務委託等成績評定基準第7条に規定する評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、下関市設計業務委託等成績評定基準第9条に規定する評定の修正を行うものとする。

表 - 4 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	かし修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失によりかし修補又は損害賠償の実施
考查点	- 1 0 点	- 2 0 点

8 評定の修正

下関市設計業務委託等成績評定基準の第9条に規定する評定を修正する必要があると認める場合とは、次のとおりとする。

（1）「7」の減点を行った場合

（2）工事施工中又は工事完成後に生じた事由などにより、評定の修正を行う必要があると判断した場合

別紙４ 表―２ 発注方法による配点比率

業務内容		総括監督職員	総括監督職員以外の監督職員（完了検査職員）						
			建築			電気設備		機械設備	
			意匠	構造	積算	電気設備	積算	機械設備	積算
創意工夫の余地の大きい業務(新築)	設計業務（設計・積算込み） 全分野	0.30	0.70						
		—	0.300	0.150	0.100	0.150	0.075	0.150	0.075
	〃 構造分野除く	0.35	0.65						
		—	0.350	—	0.120	0.175	0.090	0.175	0.090
	〃 建築分野のみ	0.45	0.55						
		—	0.545	0.275	0.180	—	—	—	—
	〃 意匠分野のみ	0.55	0.45						
		—	0.750	—	0.250	—	—	—	—
	〃 設備分野のみ	0.35	0.65						
		—	—	—	—	0.335	0.165	0.335	0.165
	設計業務（設計のみ） 建築・設備分野	0.35	0.65						
		—	0.400	0.200	—	0.200	—	0.200	—
	〃 構造分野除く	0.40	0.60						
		—	0.500	—	—	0.250	—	0.250	—
	〃 建築分野のみ	0.50	0.50						
		—	0.665	0.335	—	—	—	—	—
創意工夫の余地の小さい業務(新築)	設計業務（設計・積算込み） 全分野	0.25	0.75						
		—	0.300	0.150	0.100	0.150	0.075	0.150	0.075
	〃 構造分野除く	0.30	0.70						
		—	0.350	—	0.120	0.175	0.090	0.175	0.090
	〃 建築分野のみ	0.40	0.60						
		—	0.545	0.275	0.180	—	—	—	—
	〃 意匠分野のみ	0.45	0.55						
		—	0.750	—	0.250	—	—	—	—
	〃 設備分野のみ	0.30	0.70						
		—	—	—	—	0.335	0.165	0.335	0.165
	設計業務（設計のみ） 建築・設備分野	0.30	0.70						
		—	0.400	0.200	—	0.200	—	0.200	—
	〃 構造分野	0.35	0.65						
		—	0.500	—	—	0.250	—	0.250	—
	〃 建築分野のみ	0.40	0.60						
		—	0.665	0.335	—	—	—	—	—
	積算業務（単独発注） 建築分野のみ	0.55	0.45						
		—	—	—	1.000	—	—	—	—
設備改修工事の設計業務の例 （創意工夫の余地の大きい業務）		0.30	0.70						
		—	0.300	—	0.100	0.200	0.100	0.200	0.100